

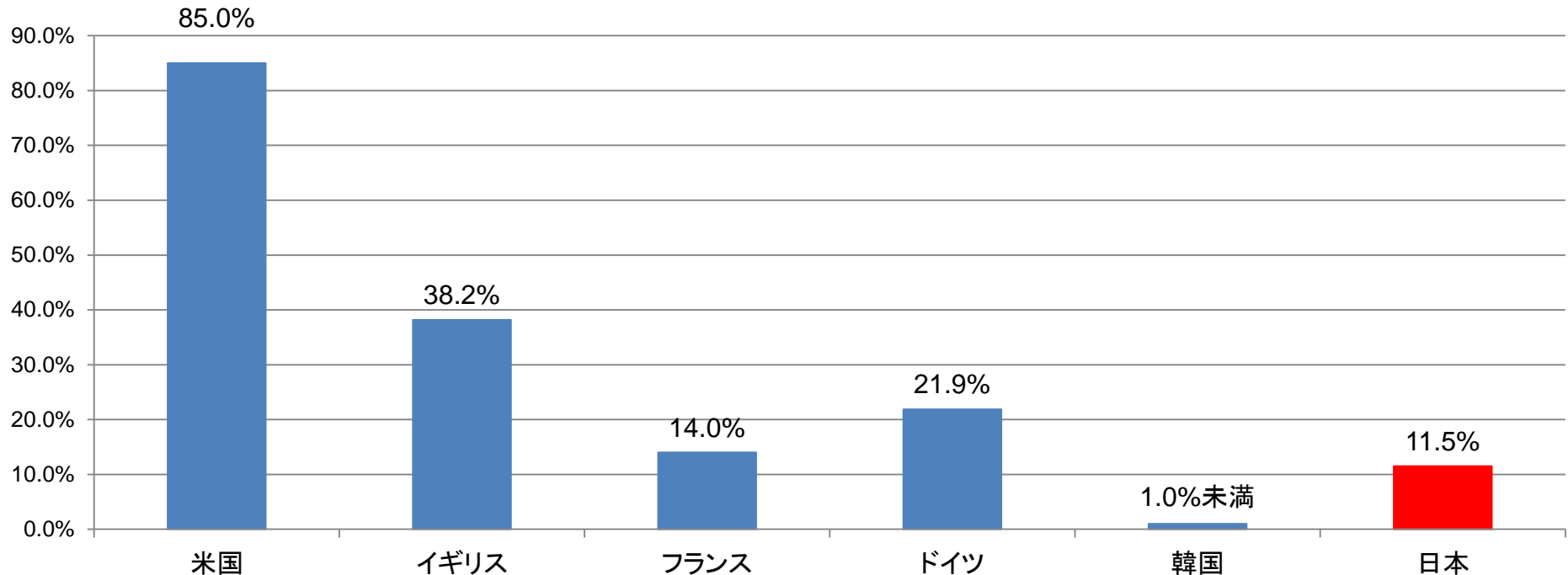
# テレワーク推進に向けた政府の取組について

平成28年6月



- 米国では9割に近い企業等でテレワークが導入されている。
- EU諸国では、イギリスが約38%、フランスが約14%の企業等が導入している。
- アジアでは、日本や韓国は導入率が低い。

## テレワーク企業導入率



※米国: Survey on workplace flexibility 2015, WorldatWork

イギリス・フランス・ドイツ: European Company Survey on Reconciliation of Work and Family Life 2010

韓国: 韓国情報化振興院「2015情報化統計集」(全事業者367万社のうち、スマートワーク(テレワーク)を運営している事業者は3万5千社(1.0%未満))

日本: 総務省「平成26年通信利用動向調査」(従業員数100人以上の企業(有効回答数2,106社))

# テレワークの普及促進に向けた政府全体の連携

- 2020年までに、「テレワーク導入企業を2012年度比で3倍」、「週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上」とする政府目標を設定。
- それぞれの役割分担の下、関係府省が連携を取りながらテレワーク関連施策を推進。

## 現状把握

○テレワークの実施状況やテレワーカーの意識・実態等に関する調査を実施【国土交通省】

○テレワーク推進に関する政府目標を設定し、「世界最先端IT国家創造宣言」等に記載【内閣官房IT室】

## 環境整備

○テレワーク導入の阻害要因の解消に向け、業種・業務、職制、企業立地などを踏まえ、様々なタイプのニーズに応じたモデルを構築するための実証事業を実施【総務省・厚労省】

### 適正な労働条件の検証（厚労省）

- ✓ 人事評価など労務管理上の課題について検証

### ICT環境の技術的課題の検証（総務省）

- ✓ セキュリティ対策、マネジメント・コミュニケーション等における技術的課題について検証

## 普及展開

### 意識改革

- 女性活躍、ワークライフバランスを推進
- 国家公務員のテレワーク導入を推進【内閣官房・内閣府】

### ノウハウ支援

- テレワーク導入の専門家を企業へ派遣
- 相談センターによる助言等を実施【総務省・厚労省】

### 導入補助

- 民間企業等に対して導入機器等の費用を助成【厚労省】
- ふるさとテレワークの導入を補助【総務省】

### 周知・啓発

- 普及セミナー開催
- 好事例集作成・周知
- テレワーク推進フォーラム(官民)との連携【関係4省等】

# テレワーク関係省庁における平成28年度の主な予算等施策の概要

役割	総務省	厚生労働省	国土交通省	経済産業省
	<p><b>情報通信政策</b> テレワーク推進に資する高度情報通信基盤の整備及び利活用促進</p>	<p><b>労働政策</b> 適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進</p>	<p><b>国土交通政策</b> 都市部への人口・機能の集中による弊害の解消と地域活性化等</p>	<p><b>産業政策</b> テレワークに係る産業振興</p>
主な事業内容	<p><b>○テレワークモデル実証事業</b> ・週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーク等を可能とする労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証を行い、モデルを構築し普及。 平成27年度実証結果の分析</p>	<p>テレワークモデルの構築・普及</p>	<p><b>○テレワーク展開拠点構築検討調査の実施【継続】</b> テレワークセンターの先進事例を収集・分析(成立要因、運営方式、他拠点との差異等)し、テレワークセンター普及促進方策について検討する</p>	<p><b>○企業等に関するテレワークの普及啓発等</b> ・関係省庁(総務省、厚生労働省、国土交通省)と連携し、テレワーク月間(毎年11月、27年度から開始)等の機会を捉え、テレワークフォーラム等を通じた企業等にテレワークを普及啓発。</p>
	<p><b>○ふるさとテレワーク推進事業【継続】</b> ・ふるさとテレワークモデル(H26補正にて構築)の全国展開に向け、初期費用を補助。 ・共通基盤を公開し、システムカタログ機能、地域マッチング機能等を提供。</p>	<p><b>○職場意識改善助成金(テレワークコース等)</b> ・終日在宅又はサテライトオフィスでのテレワーク等に取り組む事業者に助成。</p>	<p><b>○テレワーク人口実態調査の実施【継続】</b> ・テレワークの実施状況、課題等の把握のため、テレワーク従事者の実態把握を行う</p>	<p>・ダイバーシティ経営企業選表彰を通じた先駆的な企業の普及啓発。 ・地方の企業拠点強化(東京から地方への本社機能移転)を促進する税制優遇の活用による地方にサテライトオフィスを設置する場合の支援。</p>
	<p><b>○テレワークマネージャー等の派遣【継続】</b> ・企業や自治体にテレワーク導入支援の専門家派遣を実施。</p>	<p><b>○テレワーク相談センター・訪問コンサルタント</b> ・テレワークに関する相談対応及び訪問コンサルティングを実施。</p>		<p>・地域の活性化等を図るため、新たなニーズを興す起業・創業等を行う者を支援(女性等への創業・第二創業向け低利融資等)。</p>
	<p><b>○テレワークセミナーの開催【継続】</b> ・情報通信技術に関するセミナー等を実施。</p>	<p><b>○テレワークセミナーの開催</b> ・労務管理等に関するセミナーを実施。</p>		<p>※その他、ITの戦略的活用による事業者の生産性向上の取組を促すことにより、経営者に対し、働き方の多様化を醸成。</p>
	<p><b>○テレワークデータベース構築【新規】</b> ・テレワーク制度を導入し、ICTを有効に活用している企業等の情報を、検索可能な形で公開。</p>	<p><b>○表彰・企業向けシンポジウム</b> ・テレワークに先進的に取り組む企業等に対して表彰を行うシンポジウムの開催。</p>		
	<p><b>○情報通信基盤の整備【継続】</b> ・過疎地等において、テレワークを可能とするために必要となる、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤及び携帯電話に係る設備の整備を実施。</p>	<p><b>○業界団体と連携した支援</b> ・業界団体と連携し、その傘下の企業に対し、導入支援を実施。</p>		
	<p><b>○公衆無線LAN環境の整備促進【継続】</b> ・公衆無線LAN環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を実施。</p>	<p><b>○好事例の周知・啓発</b> ・仕事と育児・介護の両立のためのテレワーク活用好事例集の作成、周知。</p>		
	<p><b>○労働者向けシンポジウム【新規】</b> ・テレワーク体験等のシンポジウムを開催。</p>			

## ●世界最先端IT国家創造宣言(平成28年5月20日閣議決定)

### II-3-(3)-② 地方創生の実現

テレワークによるワークライフバランスの推進、業務効率化、生産性向上、地方創生等の観点から、関係府省庁においてテレワーク導入の課題を共有し、課題解決に資するよう各種テレワーク推進施策の連携を図りつつ効果的な措置を検討。特に、国家公務員が率先してテレワークに取り組み、テレワークが社会全体に普及するよう、府省庁における実態を調査し、取組事例とともにその結果を公表。また、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」の全国への本格展開を推進。

## ●日本再興戦略 改訂2016(案)(平成28年6月中閣議決定予定)

### 2-2. 働き方改革、雇用制度改革

#### i) 働き方改革の実行・実現

##### ① 生産性の高い働き方の実現

更なる働き方改革を推進し、生産性の高い働き方を実現するためには、個人が「就社」意識から脱却し、職の選択に当たり、職場に長時間拘束されず、能力や個性に応じた専門性を磨き、自らの価値を最大限引き出せる職場か否かを重要な考慮要素とする考え方が社会の中で一層浸透することが重要である。このため、労働時間や人材育成等に関する企業の取組・実績の見える化を更に進めるための方策について検討を進める【後掲】(「Ⅲ-2-2-ii)労働市場での見える化の促進」において詳細記載)。また、働き方改革に関して様々な形で好事例の収集・公表が行われているが、労働時間削減のみでなく、生産性を向上させ、収益の拡大につながるという視点も踏まえたものへと充実させていく。また、テレワークのような柔軟な働き方について、企業の生産性向上に貢献する在り方を調査分析・公表すること等により、活用促進を図る。

加えて、「全産業の生産性革命に向けた労働・金融連絡会議」を開催するとともに、雇用創造政策に対する地域金融機関等の助言等の取組を推進するなど、関係省庁が連携しながら、経営管理改善・雇用管理改善双方に取り組む企業等を一体的に支援していくことにより、地域中堅・中小企業の労働生産性向上の加速化や、成長産業における人材確保等を図る。



# テレワーク分野に関する政府の方針②

## ●世界最先端IT 国家創造宣言工程表(平成28年5月20日 IT戦略本部決定)

### 実施スケジュール (3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決)

年度	短期				中期		長期		KPI		
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		2021	
(3) IT活用による諸課題の解決に資する取組 ② 地方創生の実現	実証事業、課題抽出のための調整 【総務省、厚生労働省】	ITを活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業 【総務省、厚生労働省】				テレワーク推奨モデルの本格的構築・普及		2020年までに ・テレワーク導入企業数3倍(2012年度比) ・雇用型在宅型テレワーカー数10%以上 ・女性就業率の向上		・テレワーク導入企業数  ・雇用型在宅型テレワーカー数の割合  ・ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化	
	ニーズの把握、課題整理、具体的施策の検討【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省等】(再掲)	・ICTを活用し、地方でも都会と同じように働ける環境を実現することで、人や仕事の地方への流れを促進する「ふるさとテレワーク」の推進や普及展開等 ・地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用等【総務省、経済産業省等】(再掲)									
	普及に関するニーズの把握、課題整理、必要な見直し 【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】	週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等に向けた課題解決策の検討による具体的な普及促進、啓発活動【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】 ・在宅勤務導入支援のための専門家派遣 ・在宅勤務制度の導入・促進に係る好事例の収集・周知、相談等の実施【総務省・厚生労働省】 ITスキル習得の支援、セミナーの開催等の普及促進、啓発活動【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】 「在宅勤務ガイドライン」などの周知・啓発、在宅事業者や発注企業等への支援【総務省、厚生労働省】									
	実態把握、調査・分析手法等の検討 【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】	国家公務員のテレワークに係るロードマップの策定【内閣官房、全府省庁】 「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各施策の実施【内閣官房、全府省庁】(再掲)									
	ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、地方公共団体に対するオンライン提供に向け、平成25年12月に導入マニュアルをハローワークインターネットサービスに公表【厚生労働省】	利用者付・システム改修等	ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、地方公共団体に対するオンラインでの提供【厚生労働省】		システム改修後の運用開始		ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化【厚生労働省等】(再掲)				
	求職者情報の提供に関するニーズの把握 【厚生労働省】	労使、有識者からの意見を踏まえ課題整理、具体的施策の検討【厚生労働省】		システム改修等		ハローワーク求職情報の民間人材ビジネス、地方公共団体等に対する提供【厚生労働省】		雇用のマッチングと成長産業へのシフト			
	ハローワーク業務・システムの見直し 【厚生労働省】	ハローワーク業務・システムの見直し【厚生労働省】									

## 【参考3】(自)テレワーク推進特命委員会「テレワークを活用した効率的で多様な働き方の実現に向けて」の概要

- 昨年12月より計9回特命委員会を開催し、平成26年5月の提言をベースに、時代の変化を踏まえた新たな提言を策定。
- 本提言では、テレワークを従来通り柔軟な働き方を実現して働き手へのメリットあるものと位置付ける一方、さらなる普及を進めるため、**企業における生産性向上のメリットに注目した。**
- また、**①雇用型の大企業や官庁におけるテレワーク**と、**②地方におけるテレワーク**の2分野を強力に推進してその波及効果を最大化するとともに、**③企業におけるBPR（Business Process Reengineering）の実施**によりテレワーク導入を後押しすることを求めている。

### テレワークの定義等

- **テレワークとは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方**を指し、性別や年齢、障がいの有無、都市部か地方かなどにかかわらず、様々な方の多様な生活スタイルに応じた働き方を可能にするものである。
- **第一段階を、テレワーク利用の裾野を広げる段階**とし、テレワーク活用の環境整備、機運醸成を進める一方、**第二段階を、企業がBPRを進める中でテレワークを実施する段階**とし、業務の大部分がテレワークで実施可能な状態を目指す。
- 新たな評価指標（K P I）を策定し、共通の指標によるテレワークの全国的な実態の把握、目標の設定を行う。

### テレワークの普及・活用に向けた政策的優先事項(主なもの)

#### ○ 大企業におけるテレワーク普及促進

- ・ トップのイニシアティブによるテレワークの推進、管理者自らによるテレワークの実施
- ・ 育児・介護従事者に限らず、テレワークが可能なすべての人を対象とした推進
- ・ 適正な労務管理・ガイドラインの見直し（スムーズな職場復帰を進めるための育児休業中の在宅勤務（80時間以内）を実施可能なガイドラインの整備、子育て中の労働者のための深夜労働に関する規制の見直し検討 等）
- ・ セキュリティ確保方策の周知
- ・ 各省のテレワークに関連する表彰等の連携の検討、テレワークの推進の国民運動化 等

#### ○ 地方におけるテレワーク普及促進

- ・ 自治体でのテレワークの普及を推進、地方や中小企業におけるクラウドの活用によるテレワークの導入の先行事例の公表
- ・ ふるさとテレワークの全国展開／日本版C C R C
- ・ 地方版ハローワークにおけるテレワークの活用 等

#### ○ BPRの実施によるテレワークの推進

- ・ B P Rの先行事例周知
- ・ テレワークの導入を前提とした柔軟な働き方のマネジメント・評価の導入、働き方改革による時間当たりの生産性の向上 等

#### ○ その他

- ・ 各府省大臣によるトップダウンでの国家公務員テレワークの推進、自民党本部内の会議資料配付の電子化に向けた検討
- ・ 国や地方自治体、企業における共通の目標を掲げた上で、さらに取組を加速する方策が必要な場合に「テレワーク推進法（仮称）」の策定を検討 等